

内宮建国寺について

はじめに

神宮⁽¹⁾には、仏像を立竦^{たちすくみ}、經典を染紙^{そめがみ}、僧侶を髪長^{かみなが}、寺堂を香焼^{こりたき}などと称する忌詞が存在した。それ程、仏教を禁忌としていたのである。しかし、上記は祭祀・儀礼等の場においての事で、実際には、神宮祠官にも神仏習合が深く浸透していた。現に、祭主・官司を世襲した大中臣氏や、内宮禰宜の荒木田氏、外宮禰宜の度会氏といった祠官の上層部でさえ、一族から数多くの出家者を輩出しており、その上、各家とも氏寺まで建立している⁽²⁾。

故に、神宮の近隣に祠官の氏寺が存在するのは、さほど珍しいことではない。ところが、内宮門前の宇治郷岡田にかつて所在した建国寺は、室町時代には「内宮建国寺」と称していた。内宮を冠称する当寺が、単なる氏寺でなかったことは容易に察せられる。この点は、先学の既に注目するところであり、「古来由緒のある寺で、神宮配下に属して居た⁽³⁾」とか、

多田實道

「恐らく建国寺は、足利將軍家の祈願所となっていた⁽⁴⁾」と考えられている。しかし、現段階ではこうした特殊性が指摘されるに止まっており、その全貌の解明には至っていない。

建国寺は、明治初年に廃寺となったこともあり、その所蔵史料は伝わっていない。しかし幸いなことに、室町時代の内宮一禰宜荒木田氏経⁽⁵⁾（任寛正三年～長享元年・一四六二～八七）や守朝（任長享元年～永正二年・一四八七～一五〇五）が遺した引付や日記に、当寺に関する記録が散見する。本稿では此等の史料を基に、検討を進めて参りたい。

一 建国寺の創建と禅宗寺院としての再興

（康正三年・一四五七）八月二十五日内宮禰宜連署書状に、⁽⁶⁾

①抑当寺者、故三品忠直卿被^レ立^レ置御位牌、其後宗直卿御寄進共之候、於^二御当家^一者、異^二于他趣^一思食在所候之間、不^レ可^レ有^二御疎略^一候歟、②次故経博卿為^二中興檀那^一、

とある。傍線部①にみえる故三品忠直卿とは、文和三年

(一三五四)より二十三年間神宮祭主を勤めた、大中臣忠直のことである。建国寺の創建は、南北朝時代にまで遡り、時の祭主大中臣忠直が、氏寺として建立した事実を確認することができる。

ところが、傍線部②には「次故経博卿為中興檀那」とある。故経博卿とは、応永十年(一四〇三)より二十九年間内宮一禰宜を勤めた、荒木田経博のことである。上記の詳しい経緯については、(永享七年・一四三五)七月四日内宮禰宜連署披露状に、

③抑彼徳侍者三十年以前、於神路山奥山居之時分、前一禰宜経博依瑞夢、令寵請既及卅年住持、以来仏殿以下寺中増作、更非寺物合期、以法力如此沙汰候、仏法世法共以器用、且神慮相叶之由、禰宜等信仰之処、④被安置内宮御寄進之藏経於当寺輪藏事、又自公方被沙汰下要脚、致造立奉行、剩可致御祈禱之由、被仰下以後、天下泰平・千秋万歳之懇祈無退転候、(中略)⑤所詮近年当寺令繁昌、勤行異于他、神明法衆倍增之間、欽仰無極候、

とある。傍線部③によると、禅僧であつたと考えられる徳侍者⁽⁸⁾は、かつて内宮の南に広がる神路山に籠っていた。応永十三年(一四〇六)、その彼を建国寺に招聘したのが、荒木田経博であつた。住持となつた徳侍者は、荒廃していた仏殿以下の諸堂を造作し、什物を揃えるなど再興に尽力する。かくして、建国寺は禅宗寺院として復興を遂げ、徳侍者は内宮禰

内宮建国寺について(多田)

宜等の篤い信頼を得るに至つた。

二 内宮建国寺の成立

その建国寺に転機が訪れたのは、応永三十三年(一四二六)のことであつた。

内宮建国寺雑掌僧随教謹言上

欲早被成上連暑御解状、被経嚴密御沙汰、⑥当寺一切経

料所伊勢国員弁郡高柳御厨、全知行、専御祈禱上間事

副進一通 御判御教書案文 応永廿九年十二月七日

⑦右件一切経者、黒部住人常陸房蒙御成敗、令勸進諸方、建立鎮国寺、可安置件御経之旨雖令申、終依不遂其功、其後安置建国寺、可致御祈禱之旨、去応永三十三年六月七日、被成下太神宮御奉寄御教書、亦其後⑧正長二年九月五日、(足利義教)普光院殿様被成下御判、被建立転法輪藏、為御祈願寺、致長日御祈禱者也、依之高柳御厨者、応永廿九年十二月七日、被成下御教書、被付置大藏経料所、知行無相違之處、去永享年中、所々在陣事被仰付一刻、前守護方無謂依令押領、于今不知行之間、毎日転経僧食闕如、雖令輪藏漸荒廢、可致修理無其便条々、御祈禱退転之基、且神慮難測、且冥鑑難測、然早以連暑御解状、被経御沙汰、重被成下御教書、件高柳御厨全知行、弥為専長日御祈禱、粗言上如件

右掲は、康正三年(一四五七)八月二十二日建国寺雑掌随教目安からの引用である。傍線部⑦によると、かつて飯野郡黒部(現松阪市西黒部町・東黒部町)住人の常陸房なる者が、鎮国寺の建立を発願した。將軍足利義持が内宮へ奉納せんとす

内宮建国寺について(多田)

る一切経を、そこに安置するためである。上記の点は、次の足利義持御判御教書により確認することができる。

伊勢国員弁郡内高柳御厨但当年寅内上分陸石
毎年二月初亥夜神事要脚事、任三權禰宜正吉申請之旨、可レ為二内宮一切経所鎮国寺領一之状如レ件

応永廿九年十二月七日

(足利義持)⁽¹⁰⁾
御判
從一位源朝臣

右掲は、応永二十九年(一四二二)、員弁郡高柳御厨(現いなべ市大安町高柳)より神宮へ上納される年貢のうち、毎年二月初亥夜神事要脚分の六石を、鎮国寺領となすべく命じたものである。足利義持は、応永十六年(一四〇九)より没するまでの十九年間で、実に十七回もの参宮を遂げている。⁽¹¹⁾内宮への一切経の奉納は、その信仰の一環と考えられる。

鎮国寺の建立費用は、常陸房による勧進で賄う予定であった。しかしその勧進が思うように進まず、建立は不可能となった。そこで義持は、応永三十三年六月七日、自らの一切経(大藏経)を、再興間もない内宮近隣の建国寺に安置すべく、御教書を発給する。

内宮建国寺奉納大藏経全部事、早可レ令レ致二奉行一之由、所レ被二仰下一也、仍執達如レ件

応永三十三年六月七日

(畠山満孝)
沙弥判
一禰宜殿

右掲御教書には、注目すべき点が二箇所ある。一つは、こ

こにおいて初めて「内宮建国寺」という寺号が登場する点である。これは、足利義持による命名であったと考えられる。もう一つは、建国寺に奉納した大藏経の「奉行」すなわち管理運用を、内宮一禰宜に命じていることである。それにしても、建国寺の住持にではなく、なぜ一禰宜なのか。

内宮建国寺大藏経全部事、早令レ致二奉行一、弥可レ抽二懇祈一之状如レ件

正長二年九月五日

(足利義教)
御判
一禰宜館

足利義持没後、籤によって後継者選ばれた義教が、征夷大将軍に任命されたのは、正長二年(一四二九)三月のことであった。その年の九月五日(同日、永享に改元)に発給された、義教の御判御教書である。ここでは一禰宜に対し、内宮建国寺大藏経の奉行と、それによる懇ろなる祈禱を命じている。前掲⑤に、「所詮近年当寺令二繁昌一、勤行異二于他一、神明法楽倍增之間、欽仰無レ極候」とある。神明法楽とは、仏式の勤行によって、神明すなわち天照大御神に喜んで頂くことをいう。神宮(とりわけ内宮)を篤く信仰した義持は、神明法楽の奉納を発願した。そのための一切経を、最終的には建国寺に安置し、ここにおいて法楽が勤行されることになった。しかしながら、これは飽くまでも神明への法楽であることから、その運営の責任者は、内宮を統括する一禰宜とされた。

故に足利義持・義教とも、建国寺大藏經の奉行を住持ではなく、内宮一禰宜に命じたと考えられる。

かくして、大中臣氏の氏寺として創建され、その後禪宗寺院として再興された建国寺は、応永三十三年六月七日、神明法樂所としての機能を帯びる内宮建国寺へと変貌を遂げる。これを発願したのは、室町幕府第四代將軍の足利義持であった。そしてこの発願は、第六代將軍の足利義教にも継承された。前掲傍線部④⑧によると、義教は、一切經を納めるための転法輪藏を、建国寺境内に建立した。正確には、義教が寄進した要脚をもって、内宮禰宜等が建立したのである。その上で義教は、内宮建国寺を幕府公認の祈願寺とし、天下泰平・千秋万歳のための神明法樂を、毎日勤行する様命じたのであった。

三 内宮庁による建国寺の支配

以上で検討した点をまとめると、内宮建国寺とは、足利義持・義教によって整備された、室町幕府の不断神明法樂所であったといえる。ちなみに、当時神明法樂を勤行していた寺院は、他にも例がある。⁽¹⁴⁾ところが内宮建国寺には、他の法樂寺院に見られない、幾つかの特徴を確認することができる。

一つは、既に検討した通り、所蔵する大藏經の管理運用責任者が、内宮一禰宜とされていることである。これを換言す

れば、大藏經を基に勤行される内宮建国寺の神明法樂は、一禰宜の主宰する内宮庁の管轄下において、運営されていたことになる。他寺院における神明法樂に、神宮祠官が関与した形跡は、管見の限り見当たらない。鎌倉時代、大般若經が神宮に奉納され、近隣の寺院に安置されることは幾度かあった。⁽¹⁵⁾しかし、此等を神宮祠官が管理運用したという徴証は、今のところ認められない。

次に寺領について、注目してみよう。前掲傍線部⑥に、「当寺一切経料所伊勢国員弁郡高柳御厨」とみえる。先程検討した、足利義持が鎮国寺領とした員弁郡高柳御厨六石は、内宮建国寺の成立とともに、当寺の一切経料所とされた。また足利義教は、永享元年（一四二九）九月、朝明郡福永郷（比定地未詳）の一部を建国寺領として寄進している。⁽¹⁶⁾その他には、康正二年（一四五六）十一月日内宮庁宣にみえる「当国鈴鹿郡昼生御厨口入所内宮建国寺領内門前八斗在所」が挙げられる。⁽¹⁷⁾

管見の限り、内宮建国寺領として確認できるのは、以上の三箇所であるが、いずれも、神宮領の一部を割いたものであるという点で共通している。高柳御厨の六石は、元は毎年二月初亥夜神事の要脚分であった。また、開発領主が土地を神宮の御厨・御園として寄進する際、仲介役となった神宮祠官を口入神主といい、その仲介料としての土地を、口入所といっ

た。昼生御厨(現亀山市内)においては、門前八斗分の在所が口入所であった。それが、内宮建國寺領とされている。そして、幕府は福永郷と称しているが、南北朝時代の神宮神領目録である『神鳳鈔』⁽¹⁸⁾には、「福永御厨」と明記されている。

これら三箇所は、遠隔地ということもあつてか、武士等による押妨や押領に見舞われた。それに敢然と対処したのが、内宮庁であつた。前掲康正三年八月二十二日建國寺雜掌随教目安は、前伊勢国守護土岐持頼による高柳御厨の押領を訴えたものであるが、この目安を受けた内宮庁は、同日付で訴状を幕府に提出した。⁽¹⁹⁾翌月二十一日、幕府はその解決を伊勢国守護代に命じている。⁽²⁰⁾また、前掲康正二年十一月日内宮庁宣は、昼生御厨の門前八斗分の在所を外宮領と称し押領する者が居るとして、それを堅く禁止したものであつた。

そして文明元年(一四六九)十一月八日、福永御厨の年貢を積載した船が、高橋右京亮なる者に差し押さえられたのをうけ、内宮庁は幕府へ出訴すべく解決を作成した。⁽²¹⁾上記には、「建國寺領伊勢国朝明郡福永御厨」とある。ところが、前年の応仁二年五月二十日、山城・伊勢・近江三ヶ国の寺社本所領が半済の対象となり、その全てを足利義視の料所とすべき旨が定められていた。⁽²²⁾そこで内宮庁において審議した結果、神宮領は半済の対象外とされているので、前掲の解決を「太神宮領内宮藏経料所伊勢国福永御厨」等と書き改め、文明二

年二月日付にて再度提出した。⁽²³⁾

内宮庁におけるこの決定をうけ、次の如き壁書が建國寺内に掲示された。⁽²⁴⁾

太神宮一切經所建國寺雜掌申

右伊勢国三重郡福永之内一分事、為藏経料所、神宮当知行之処也、若号寺領有掠申族者、被尋下、可明申者也

文明元年十一月 日

建國寺雜掌の通達という形式を執つてはいるが、「若号寺領有掠申族者、被尋下、可明申者也」という一節から、内宮庁が寺領のみならず、寺僧をも強く統制していた点を窺うことができる。

こうした内宮庁による統制は、伽藍にまで及んだ。文明十一年(一四七九)閏九月二十三日より、内宮庁主催の千句連歌会が催された。この会には、外宮一・三・七・八・九禰宜や権禰宜、それに連歌師が招かれ、二十五日まで行われた。そして二十六日には、「建國寺風呂焼」⁽²⁵⁾き、夕方解散となった。禪宗においては、三黙道場の一つとされる大切な浴室が、恐らくは連歌会の直会の一環として、参加者達に開放されたのである。内宮建國寺にとって、内宮庁の命が如何に絶対的であつたかを示す一例といえよう。

まとめ

この様に、内宮建国寺においては、一切経のみならず、寺領も、寺僧も、そして伽藍までもが、内宮庁の強い管轄下に置かれていた。内宮庁を構成したのは、一禰宜以下の祠官達であった。彼等神主によってここまで支配・運営された寺院を、日本の仏教史上において、果たして見出すことができるのであろうか。否、敢えて大言すれば、世界の仏教史上においても、神宮祠官という、謂わば異教徒が統括した内宮建国寺は、極めて特異な存在であったと位置付けられるのではない。

さて、その内宮建国寺であるが、明応八年（一四九九）八月日内宮庁宣に、

可_下早以_三諸国貴賤之合力、致_レ再興 太神宮法樂所建国寺一切藏經并輪藏_一事

右件大藏經者、為_二太神宮法樂、致_二天下御祈禱_一之条、異_二于他經藏_一也、爰去長享三年六月廿二日兩宮之一乱以来、彼藏經退転、太以神慮難_レ測焉、

とみえる。当時、内宮門前町の宇治と外宮門前町の山田は敵対しており、長享三年（一四八九）六月二十二日は、山田方が宇治を攻撃した。「内宮子良館記」⁽²⁷⁾によると、「牛谷・湯田・建国寺山杯ノ手アキノ在所ヨリ、足ガル走入テ所々ニ火ヲカ

内宮建国寺について（多田）

クル」とある。この戦乱により、足利義持寄進の一切経は、義教寄進の転法輪藏と共に焼失してしまった。その後、幾人かの勧進聖が再興を發願したもの、いずれも不成功に終わった。室町幕府神明法樂所としての内宮建国寺が成立したのは、義持が一切経を奉納した、応永三十三年（一四二六）のことであった。その法樂の基となる一切経が、長享三年（一四八九）に焼失したのである。内宮建国寺としての特異な歴史は以上の六三年間で、その後は、神宮祠官の一氏寺に戻ったのであった。

- 1 神宮（いわゆる伊勢神宮）とは、皇大神宮（内宮）と豊受大神宮（外宮）および別宮・摂社・末社・所管社を合わせた全一二五社の総称である。
- 2 拙稿「神宮祠官と曹洞宗」（『紀伊半島東部曹洞宗史研究』所収、山喜房佛書林、平成二十年）。
- 3 『宇治山田市史』下巻（宇治山田市役所、昭和四年）一〇一九頁。
- 4 『伊勢市史』第二卷中世編（伊勢市、平成二十三年）三七五頁（岡野友彦氏執筆）。
- 5 『二宮禰宜年表』（増補大神宮叢書4）。以下、神宮祠官の在任期間はすべて上記による。
- 6 「氏経卿引付」（『三重県史』資料編中世1（上）所収）三二六五。記号・傍線は引用者。以下同じ。
- 7 「氏経卿引付」一一二四。
- 8 （文明十七年・一四八五）五月二十四日伊勢国司北畠政勝書状（「氏経卿引付」七―三）によると、政勝は、本拠地の一志郡多氣に長期間抑留している寔首座を、「建国寺」と称している。当時、建国寺の住職は寔首座で、この首座という呼称から、禪宗寺院であった事実が判明する。故に徳侍者もまた、

内宮建國寺について(多田)

侍者という呼称から、禪僧とみてよいであろう。 9 「氏

經卿引付」三一六三。 10 「氏經卿引付」三一六二。

11 『伊勢市史』第二卷中世編、三四七頁(岡野友彦氏執筆)。

12 「氏經卿引付」三一六六。 13 「氏經卿引付」三一

六八。 14 拙稿「鎌倉時代の神宮と仏教」(『伊勢市史』第

二卷中世編・第一章第四節)。 15 同前。 16 永享

元年九月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「氏經卿引付」三一

六九)。 17 「氏經卿引付」三三二。 18 『群書類從』

卷第九所収。 19 康正三年八月二十二日内宮解(「氏經卿

引付」三一六四)。 20 康正三年九月二十一日室町幕府奉

行人連署奉書(「氏經卿引付」三一七一)。 21 文明元年

十一月八日内宮解(「氏經卿引付」六一一三六)。 22 『後

法興院記』同日条。 23 文明二年二月日内宮解(「氏經卿

引付」六一一三八)。 24 「氏經卿引付」六一一三九。

25 『氏經神事記』(増補大神宮叢書13) 文明十一年十月一日条。

26 「守朝長官引付」(『三重県史』資料編中世1(上) 所収)

七〇。 27 『統群書類從』卷第一九所収。

〈キーワード〉 内宮建國寺、足利義持、足利義教、内宮一禰宜、

内宮庁、神明法樂

(皇學館大学准教授)

新刊紹介

胡建明 著

『圭峰宗密思想の総合的研究』

A五版・七〇六頁・本体価格二五、〇〇〇円

春秋社・二〇一二年六月